

指名願申請に係る留意事項について

1. 業者の分類について

市内業者、準市内業者、市外業者に分類されます。(5. を参照下さい。)

また、準市内業者の申請様式は市内業者と同じになりますのでご注意ください。

2. 業種について

「建設工事」、「測量・コンサル」、「物品・役務」の3種類に分類されます。

各々申請される場合は、分類毎に指名願いを作成してください。

※申込分類内の業種は、今年度より別紙のとおり業種の区分けを見直していますので当てはまる業種をよくお読みになって申込まさせていただきますようお願いいたします。

別表 2…建設工事 別表 3…測量・コンサル等

別表 4…物品 別表 5…役務(計量証明・士師業の一部はこちら)

3. 今回の申請業者について

令和9年度市内業者及び準市内業者の「建設工事」及び「測量・コンサル」

受付及びその他の業種等の受付（本申請）を行います。

4. 有効期間について

今回受付に係る有効期間については次のとおりです。

1) 「建設工事」、「測量・コンサル」

市内業者及び準市内業者

令和9年度のみ

市外業者

令和9・10年度

2) 「物品・役務」

市内業者、準市内業者、市外業者

令和9・10年度

5. 市内業者の取扱いについて

1) 市内業者とは、嘉麻市内に主たる営業所又は本店を有し、別表 1 に掲げる区分ごとに定める要件を満たす者。

2) 準市内業者とは、嘉麻市内に主たる営業所又は本店若しくは登記されている支店を有し、営業の実態を有しているが市内業者でない者。

3) 市外業者とは、市内業者及び準市内業者以外の者。

6. 受付業種数について

1 業者 2 業種までとし、希望順位を付します。(業者カードに順位を記載)

※ 市内業者及び準市内業者の建設工事については、重複申請不可業種を定めていますので別表 2 を参照して下さい。

※ 測量・コンサルについては、希望業種及び登録部門(区分)の例を定めました希望される方は、必ず別表 3 を参考に記載してください。

※ 発注の際は、第 1 希望業種を優先しますので慎重に選択して下さい。

※ 市外業者については、特に不備等がある場合は連絡いたします。不備が無い場合は、そのまま有資格者名簿に登載(資格決定通知等は発行しません。)されますので、申請した希望業種及び順位については必ず控えておいてください。(条件付一般競争入札等の条件に「第 1 希望業種で〇〇〇工事」等と付します。)

※ 市外業者の方は、基本郵送(持込時は、受付箱に投函)となっておりますので、受付番号や受付印を必要とされる場合には、返信用封筒または裏面空白の返信用はがきを同封(投函の場合は、添付)してご提出ください。電話による問合せや投函時の受付印の捺印等はいませんのでご理解のうえ申請いただきますようお願いいたします。

7. 電子入札の本格運用について

令和 8 年度から市内業者を含む建設工事(一部委託)の入札案件については、全て電子入札システムにより実施しています(令和 8 年度中は準備期間として準備が整っていない業者の方は紙入札でも参加可能としています。)

令和 9 年度からは市内業者を含む「測量・コンサル業務」についても電子入札を導入する予定ですので市内・準市内業者の方及び新規で指名願いを提出された業者につきましても電子入札の準備をお願いいたします。(市外業者については、別途お知らせします。)

また、市内・準市内の建設工事については、4 月以降新規業者(1 年目)以外は、原則紙入札での参加はできませんので、まだ準備が整っていない業者は至急準備をお願いします。なお、令和 9 年度指名願いを新規で申請された業者についても令和 9 年 9 月末日までに電子入札の準備をお願いします。(10 月以降は電子入札のみとなり、紙入札での参加はできません。)

8. 男女共同参画推進状況報告について

指名願申請提出の際に上記報告書の提出をお願いしています。令和 6 年度より基本的に電子アンケートでの提出となっておりますのでご協力よろしくをお願いいたします。

別表 1（市内業者の要件）

区分	要件
個人の場合	建設業法に基づく許可（測量業務等においてはその業務に係る登録等、その他の業務においてはその業務を行うに必要となる許可及び登録等）を受けた主たる営業所（以下「許可住所」という。）及び住民基本台帳に登録された住所が市内にあり、かつ、事務所等建設業の営業等を行うべき場所を有し、電話（転送電話は不可）、机、什器、備品、営業用機械器具等を備える営業の実態を有している者であって、納付又は納入すべき市税等を納付又は納入している者。
法人の場合	許可住所及び法人登記の本店並びに代表者の住民基本台帳に登録された住所が市内にあり、かつ、事務所等建設業の営業等を行うべき場所を有し、電話（転送電話は不可）、机、什器、備品、営業用機械器具等を備える営業の実態を有している者であって、納付又は納入すべき市税等を納付又は納入している者。 ※代表者については、代表権を有するものが複数である場合、当該事務所に常勤し常に契約締結等の権限を有するものとする。

※市内業者及び準市内業者の要件に定める代表者の住所及び主たる営業所の許可住所については、申請受付年度の 9 月 30 日現在を基準日とし、有効期間内年度末日まで継続して市内に有していなければならない。

なお、申請後から有効期間内において市内に住所を有しなくなった場合には、有しなくなった日をもって市内業者の取扱いにのっとり取り扱いを変更する。

別表 2（業種（工事）別対象許可の名称及び重複申請（市内・準市内）の可、不可）

業種別	業者が具備すべき建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の許可の名称等
土木工事	土木工事業
建築工事	建築工事業
舗装工事	舗装工事業（他業種との重複申請不可）
防水工事	防水工事業（塗装工事のみ重複申請可）
塗装工事	塗装工事業（防水工事のみ重複申請可）
電気工事	電気工事業（電気通信工事業のみ重複申請可）
電気通信工事	電気通信工事業（電気工事業のみ重複申請可）
管工事	管工事業（土木工事又は水道工事のみ重複申請可）
水道工事	水道施設工事業及び管工事業 ※他に要件有 （土木工事又は管工事のみ重複申請可）
ガス工事	管工事業（他業種との重複申請不可）
交通安全施設工事	とび・土工工事業
造園工事	造園工事業（土木工事のみ重複申請可）
解体工事	解体工事業
法面処理工事	とび・土工工事業
屋根工事	屋根工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
上記以外の工事	建設業法上の許可に対応する工事業

※交通安全施設工事とは、標識設置・防護柵設置などを対象とする工事。

※水道工事とは、水道事業（水道局）が施工する導水管、送水管、配水管、給水管等の工事。

水道工事については、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- （１）嘉麻市指定給水装置工事業業者規程（平成 18 年嘉麻市水道事業管理規程第 16 号）第 1 条の規定による嘉麻市指定給水装置工事業業者の指定を受けていること。
- （２）常時契約を締結する事業所（契約見積り、入札、契約締結等契約に係る実態的な行為を行う事業所をいう。）として、嘉麻市内に本店又は支店を有すること。

別表 3（測量・コンサル等の業種名使用リスト）

業種名	希望の部門欄に記載する登録部門 （区分）名称 ※希望順位ごとに3つまで記載が可能です。建設・補償コンサルタント以外は、例 示ですが例示に当てはまるものについては 例示通りの記載をお願いいたします。	登 録 部 門 等 の 記 載	備 考
測 量	「測量一般」、「地図の調整」、「航空 測量」等	必須	測量業者登録証明書が必要
建設コンサルタント	「都市計画及び地方計画」、「河川、 砂防及び海岸・海洋」、「農業土木」、 「鋼構造物及びコンクリート」、「土 質及び基礎」、「地質」、他15の登 録部門	必須	登録を行っている業務を 記載します。
補償コンサルタント	「土地調査」、「土地評価」、「物件」、 「機械工作物」、「営業・特殊補償」、 「事業損失」、「補償関連」、「総合補 償部門」、「不動産鑑定」	必須	※「不動産鑑定」につい ては、不動産鑑定業者で あることを証する書面が 必要
建築一般設計	「意匠」、「構造」、「建築積算」等		建築士事務所登録証明書 が必要
専門設計	「冷暖房」、「衛生」、「電気」、「電気 通信」、「機械設備積算」、「電気設備 積算」、「耐震診断」等	必須	専門性のある設計業務を 主に行っている場合は、 可能分野の記載を行うこ と。
地質調査業務			

※希望業種の記載は以下の表の区分に応じた表記を使用すること。嘉麻市の指名登録において
「建設コンサルタント」とは、土木関係建設コンサルタントを指します。

※建築関係建設コンサルタントは、「建築一般設計」及び「専門設計」に区分されています。

※登録部門等の記載が必須でないものは記載不要、「建築一般設計」については、受注区分が限
られる場合にのみ記載

別表 4

指 名 希 望 業 種 分 類 表 (物品)

分類番号	営 業 品 目	品 目 例
0 1	事 務 用 品	事務用機器、OA 機器、文房具、用紙類、印判・印章等
0 2	電 気 器 具	家電品、電材、通信機器等
0 3	資 材	鋼材、木材、碎石・砂・真砂土、鋳鉄管・陶管、道路保安用品、塗料、道路補修材、ガラス（サッシ含む）、トタン・ブリキ、セメント・コンクリート製品、ごみ袋等
0 4	日 用 雑 貨	金物・荒物、陶磁器、ポリ袋、時計・貴金属等
0 5	燃 料	石油（ガソリン・軽油・灯油・重油・その他）、プロパンガス、雑燃料
0 6	機 械 器 具	医療機械器具、電気機械器具、厨房機械器具、水道機械器具、建設機械器具、農業機械器具等
0 7	教 育 用 品	教材、書籍、運動用品（体育施設含む）、保育用品、楽器、CD・楽譜等
0 8	縫 製 ・ 織 維 製 品	衣料、寝具、帽子、帆布・テント、皮革製品、ゴム製品等
0 9	薬 品	医薬品、防疫薬品、試薬・工業用薬品、農薬、衛生材料等
1 0	印 刷 ・ 写 真	一般印刷、電算印刷、軽印刷、カメラ・DPE、地図（トレース含む）、マイクロ・マイラー等
1 1	宣 伝 ・ 標 識	広告・宣伝、看板・標識等
1 2	車 両	車検、自動車修理、自動車販売、自動車部品、バイク・自転車等
1 3	家 具 ・ 装 飾	木工製作、家具、インテリア、表具・表装、畳製作等
1 4	農 業 用 品	飼料、肥料、植木・種苗等
1 5	消 防 防 災 用 具	消防車ぎ装、ホース、消火器、消火器詰替、消防機械等
1 6	照 明 機 械 器 具	舞台装置等
1 7	生 花 ・ 造 花	生花、造花
1 8	食 料 品	米類・めん類、青果類、魚介・食肉・鶏卵類、調味料類、氷菓子、パン類、酒・飲料水類、茶（茶道具含む）等
1 9	リース・レンタル	OA機器リース、自動車リース、寝具、モップ・マット等
2 0	そ の 他 （ 物 品 ）	上記 1～19 のいずれも属さないもの

※営業品目は項目から品目例を参考に選択し、分類表の記載のままご記載ください。

※品目例に記載の内容は参考例ですので納品可能なものを具体的に記載ください。

別表 5

指 名 希 望 業 種 分 類 表（役務）

分類番号	営 業 品 目	品 目 例
2 1	警 備 ・ 管 理	常駐警備、駐車場警備、機械警備等
2 2	空調設備保守点検	空調清掃・保守（期間保守）・点検（定期）・点検（故障等対応）
2 3	昇降機・自動ドア 保 守 点 検	
2 4	電 気 設 備 保 守 点 検	自家用電気工作物保安管理
2 5	情報処理機器保守 点 検	
2 6	消防設備保守点検	
2 7	施 設 清 掃	建物、公園、道路清掃等
2 8	ビ ル 管 理	ビル管理登録する業務を記載すること。
2 9	環 境 衛 生	浄化槽維持管理、し尿処理収集運搬、一般廃棄物収集・運搬・処理、産業廃棄物収集・運搬・処理等
3 0	漏 水 調 査	
3 1	予 防 ・ 駆 除	ねずみ、白蟻、害虫（ハチ）駆除、薬剤散布、消毒業務
3 2	コンピュータ・情 報 処 理	ソフトウェア開発、システム開発、電算パンチ等
3 3	人 材 派 遣	講師派遣、その他人材派遣
3 4	運 輸 ・ 輸 送	荷物運搬、美術品輸送、貸し切りバス、タクシー等
3 5	各 種 保 険	
3 6	広 告、イ ベ ント	広告・宣伝、イベント企画、運営、音響・照明機器設営等
3 7	調 査 ・ 分 析	計量証明業務各種（音圧、水質、環境）、ダイオキシン・アスベスト、交通量調査、市場調査、アンケート等
3 8	士 師 業	弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、弁理士、公認会計士、医師等の所属する業者及び個人事業主（測量・コンサルタント等で登録可能な士業を除く）
3 9	林 業	福岡県等（関係団体含む）に「林業経営体」・「認定事業体」・「意欲と能力のある林業経営体」・「育成を図る林業経営体」等で登録をされている種別をすべて記載すること。
4 0	そ の 他 役 務 提 供	上記 2 1 ～ 3 9 のいずれにも属さないもの

※営業品目は項目から品目例を参考に選択し、分類表の記載のままご記載ください。

※品目例に記載の内容は参考例ですので役務の受任が可能なものを具体的に記載ください。